文京区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年十月二十七日

教育長　丹羽　恵玲奈

文京区教育委員会

文京区教育委員会規則第二十号

文京区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

文京区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月文京区教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「四月五日」を「四月六日」に改める。

第二十七条第三号中「四月六日」を「四月七日」に改める。

付　則

この規則は、令和九年四月一日から施行する。